

近江八幡市まちづくり芸術振興事業補助金交付要綱

平成22年3月21日

告示第75号

(趣旨)

第1条 市長は、本市の文化芸術（文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条及び第9条の芸術、同法第10条及び第11条の芸能並びに同法第12条の生活文化及び国民娯楽をいう。）の振興に寄与する各種団体、サークル等により構成される実行委員会等（以下「団体等」という。）が、本市の文化芸術の振興等を目的として開催する事業に対し予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、近江八幡市補助金交付規則（平成22年近江八幡市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす団体等とする。

- (1) 近江八幡市内に活動の本拠を有すること。
- (2) 規約、定款等を有し、かつ、団体の意志を自ら決定及び執行する組織が明確になっていること。
- (3) 自ら経理し、監査する等経理体制が明確になっていること。
- (4) 一定の活動実績又はその見込みがあること。
- (5) 法令又は公序良俗に反する団体でないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、文化芸術の分野に係る事業のうち、近江八幡市内で実施するものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市の文化芸術の振興につながる事業で、不特定多数の市民がその恩恵を享受できる事業
- (2) 次のいずれかに該当する事業
 - ア 文化芸術に触れる機会の創出、次世代の文化芸術の振興の担い手の育成、伝

統文化（本市に古くから伝わる文化芸術に係るものに限る。）の保存又は普及のための取組その他の市民の文化芸術の活動に係る事業（以下「市民文化活動支援事業」という。）

イ 地域が持つ文化芸術の資源等の活用、共生社会の推進に寄与する文化芸術の交流、市域を超えた幅広い参加等により地域活性化が見込まれるもの（以下「都市文化推進支援事業」という。）

(3) 第9条の規定による申請を行う年の4月1日から翌年3月31日までの期間に開始し、及び完了する事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは補助対象事業としない。

- (1) 営利を目的として行われるもの
- (2) 政治的又は宗教的な宣伝意図を持つもの
- (3) 慈善活動等の寄附行為を主な目的としたもの
- (4) 本市から他の補助金等の交付、会場使用料の免除措置等を受けているもの
- (5) その他第1条の趣旨に照らし市長が適当でないと認めるもの

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要した経費であって、別表に定めるものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象事業の収入に対する支出の超過額の範囲内、かつ、補助対象経費の2分の1以内の額とする。この場合において、当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は次に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 市民文化活動支援事業 30万円
- (2) 都市文化推進支援事業 100万円

（審査会の設置）

第6条 補助対象事業の選考及び補助金の額の審査を行うため、近江八幡市まちづく

り芸術振興事業補助金審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、市長が委嘱又は任命する委員5人以内で組織する。
- 3 審査会の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

（補助金の交付の内定）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ別に定める事業計画書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による提出は、1年度を通じて1団体につき1事業に限り行うことができる。

（審査及び交付の内定通知）

第8条 市長は、申請者から事業計画書の提出があった場合は、審査会を開催してその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときはその額を内定し、当該申請者に対し通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第9条 前条の規定による補助金の額の内定の通知を受けた申請者（以下「補助内定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、近江八幡市まちづくり芸術振興事業補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第10条 市長は、補助内定者から申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、規則第7条に規定する補助金交付決定通知書により当該補助内定者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第11条 補助金の交付の決定を受けた補助内定者（以下「補助団体」という。）が第9条の規定による申請を取り下げようとするときは、近江八幡市まちづくり芸術振興事業補助金交付申請取下書（別記様式第2号）を市長に提出するものとする。

（補助事業の変更等）

第12条 補助団体は、補助事業の内容を変更しようとするときは、近江八幡市まちづくり芸術振興事業補助対象事業変更承認申請書（別記様式第3号）に収支予算書（別記様式第4号）を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助対象経費の総額の20%を超えない額の経費配分の変更
- (2) 変更前の補助対象事業との同一性が認められる範囲内の変更
(実績報告)

第13条 補助団体は、補助対象事業が完了したときは、完了日の翌日から起算し1月を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、近江八幡市まちづくり芸術振興事業補助金実績報告書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（別記様式第6号）
- (2) 収支決算書（別記様式第7号）
- (3) 補助対象事業の実施の状況を確認することができる資料、写真等
(書類の整備)

第14条 補助団体は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿、証拠書類その他の関係書類を整備し、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年3月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の近江八幡市まちづくり芸術振興事業補助金交付要綱（平成18年近江八幡市告示第113号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	
賃金	アルバイト、ボランティア等への賃金等（団体構成員への支払を除く。）
諸謝金	公演等出演料、作曲料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作料、音楽編集料、調律料、写譜料、楽譜制作料、演出料、監修料、振付料、舞台監督料、音響・照明プラン料、演出等助手料、舞台美術・衣装等デザイン料、脚本料、翻訳料、字幕製作費、原稿執筆謝金、原作料、企画制作料、舞台スタッフ費、映写技師謝金、講師等謝金、指導謝金、手話通訳謝金、ガイドスタッフ謝金、託児謝金等（団体構成員への支払を除く。）
旅費	出演者・講師等の交通費・宿泊料等（活動の遂行に最低限必要なものに限る。）
印刷費	プログラム、チラシ、ポスター、入場券、展示資料等の印刷費
通信費	案内状、チラシ送付、出演者等への連絡に係る郵送料等
宣伝費	広告宣伝費、立看板費、宣伝デザイン料等
会場費	会場使用料（附帯設備を含む。）、会場設営費、展示工作・撤去費、作品運搬費等
舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、楽器借用費、照明費、音響費、道具運搬費等
記録費	録画費、録音費、写真費、動画配信に係る映像制作費又は配信費等
使用料及び賃借料	著作権使用料、機材借料、作品借料等（保険料及び運搬費を含む。）
保険料	損害保険料等
消耗品費	単価1万円未満の文具代、インク代、用紙代等であって、補助対象事業との関連性が認められるもの